平成２９年（フ）第５４号
北海道登別市幌別町８丁目12番地幌別東団地75Ｒ６号棟306号室
債務者　岩佐　裕子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
青森県十和田市大字相坂字高清水78番地44
債務者　池田千鶴子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１０９号
岩手県滝沢市巣子152番地120　ＹＨアジュールコリーナ201号、旧住所岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第12地割50番地７　第二民部田住宅12号
債務者　大内　郁代（旧姓尾子）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１２５号
盛岡市大館町24番３号　大館コーポＣ－２号
債務者　坂上　　恵
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７７号
（前住所）栃木県小山市駅東通り３丁目９番地20
債務者　杉浦　春美（旧姓松嶋）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１８８号
さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号　２－906、旧住所さいたま市桜区大字大久保領家152番地１　サンドリングハイムＣ　101
債務者　石井　啓子（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２０４号
さいたま市南区大字大谷口3161番地１　細野東コーポ105、旧住所さいたま市南区大字大谷口5620番地６
債務者　荻野　礼子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２４２号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野１丁目３番11号、旧住所埼玉県草加市原町２丁目３番１－15号
債務者　堀　　弥生
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２６１号
埼玉県春日部市大場1124番地
債務者　石鉢　節子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２８３号
埼玉県八潮市大字浮塚686番地１　アルネックスシティ304号室
債務者　小林　洋介
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２０３号
埼玉県所沢市並木８丁目７番地４－407
債務者　佐々木りつ子（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２２０号
埼玉県所沢市北所沢町2242番地の13　太田コーポ107
債務者　山中　　茂
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２２１号
埼玉県所沢市北所沢町2242番地の13　太田コーポ107
債務者　山中　三代
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１２３号
埼玉県児玉郡神川町大字肥土125番地１
債務者　佐藤　道治
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３４号
千葉県東金市東上宿14番地７　平賀ビル202
債務者　田村　　勉
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第３８号
千葉県銚子市猿田町985番地
債務者　平山　真史
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２３号
新潟県上越市北城町４丁目20番５号　北城荘202号
債務者　渡部なをみ
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
新潟地方裁判所高田支部